

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

寝屋川市は行政を進めるにあたって、事業者、消費者としての側面を持つことから、自らの経済活動に伴う環境への負荷を積極的に削減するため、市役所の各部局で実施している事務・事業に関して排出される温室効果ガスの排出量の削減に努め、地球温暖化対策の推進を図るとともに、排出抑制対策に取り組み、環境保全に資することを目的とします。

### 2 計画の期間

計画期間は平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 6 年間とします。

### 3 計画の対象範囲

寝屋川市が設置し、又は管理（指定管理を含む）する施設とします。

### 4 計画の目標

温室効果ガスの総排出量<sup>2</sup>を平成 32 年度（2020 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）を基準にして 24.8%以上削減することを目標とします。

### 5 項目別目標

温室効果ガスの総排出量の削減目標達成に向け、以下に掲げる項目に努めます。

<sup>2</sup> 温室効果ガス総排出量は、毎年度環境省から公表される最新データの排出係数を使用する。

### (1) エネルギー起源二酸化炭素<sup>3</sup>の削減

エネルギー起源二酸化炭素の排出量を平成 32 年度(2020 年度)までに、平成 25 年度(2013 年度)を基準にして 37.4%以上削減することを目標とします。

### (2) 非エネルギー起源二酸化炭素<sup>4</sup>の削減

非エネルギー起源二酸化炭素の排出量<sup>5</sup>を平成 32 年度(2020 年度)までに、平成 25 年度(2013 年度)を基準にして 12.7%以上削減することを目標とします。

### (3) 低公害車・低排出ガス車<sup>6</sup>の積極的な導入の努力

国土交通省の低排出ガス及び低燃費認定車を参考にして、公用車買い替えの際は、積極的に導入に努めます。

### (4) 再生可能エネルギー<sup>7</sup>(ごみ発電)の円滑運用

平成 30 年度(2018 年度)から本格稼働した新焼却施設におけるごみ発電を安定的に運営し、施設内利用を行った後、余剰電力を売却することでクリーンセンターでのエネルギー起源二酸化炭素排出量を平成 25 年度(2013 年度)を基準にして約 80%削減するよう努めます。

---

<sup>3</sup> 化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出される二酸化炭素

<sup>4</sup> ごみ中のプラスチック類の焼却などにより排出される二酸化炭素

<sup>5</sup> 家庭系及び事業系ごみ排出量に含まれるプラスチックの量は、最新調査の組成率を使用する。

<sup>6</sup> 排気管から大気中に排出される排出物(一酸化炭素、炭化水素など)の量が、国の定める認定基準を満たす自動車

<sup>7</sup> 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー